大 会 規 則 書

第１章　総則

第１条　大会の名称
　　EV 省エネカー競技会

第２条　主催者
　　日本省エネカー研究会

第３条　後 援
　　学校法人　日栄学園

第４条　開催場所
　　ニホン・オートモービル・カレッジ　　Automotive Park（ＮＡＴＳサーキット）
　　千葉県香取郡大栄町桜田２９６－３８

第５条　開催日
　　２００４年１０月　９日（土）　：練習、予選
　　２００４年１０月１０日（日）　：決　勝

第６条　大会役員
　　大 会 委員長　：若林克彦
　　大会副委員長　：村上好生
　　事務局　：住野和男　田中秀明　篠原昌己　中西浩明

大会事務局：〒287-0217
千葉県香取郡大栄町桜田２９６－３８
ニホン・オートモービル・カレッジ
自動車研究科　　篠 原 昌己
TEL:0478-73-5507 ,　FAX:0478-73-5508
Email:　m_shinohara @ nats. ac. jp

第７条　参加費
　　参加費は１台につき￥５５００円とする。
　　納入方法は、競技会当日に会場の受付で納入することとする。

第８条　事故などの責任
　　すべての参加者、参加車輌は事故・損失により損害が生じた場合、自己の責任に
　　おいて一切の処理を行わなければならない。

第２章　競技規則

第９条　　コース
　　１周１１１０mのコースを時計回りで周回する。（コース図参照）

第 10 条　競技方法
　　各チームで持参した鉛バッテリー（第１６条に定める物）２個を用いて、１周１１１０mの

コース（最大高低差４m、最大勾配４％）を制限時間内に何周出来るかを競う競技である。
制限時間は２時間とする。

① スタート
スターティンググリット上からの一斉スタートとする。

② スタート後、競技中の注意は別に定める。

③ 競技の終了
スタートから２時間経過した時点で競技の終了とする。

第 11 条　成　績
順位は、競技時間内に多く周回した車両を上位とする。
競技時間終了時点で同一周回数の場合は、最終周回のスタート地点通過時間の早い車両を上位とする。
荒天等により決勝が行われなかった場合は、予選の順位を成績とする。

第 12 条　スターティンググリット
予選は申し込み順にグリットに並ぶ。
決勝は予選の成績順にグリットに並ぶ。
なお、予選不参加車両は後列スタート（複数の場合は抽選）とする。

第 13 条　賞　典
第１位～第３位までを表彰する。その他、特別賞を設ける。

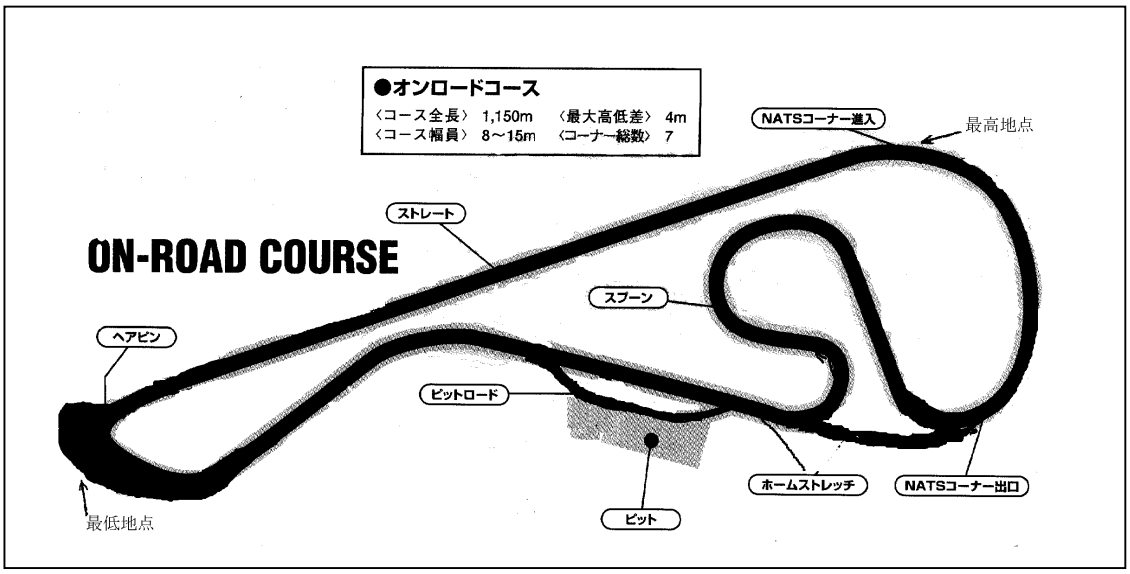

コース図

第３章　車両規定

第 14 条　車　両
① 車両構造
特に規定しない。
② 車両サイズ
全長３.５m以内、全副１.２m以内、全高１.６m以内とする。
（参考：他のＥＶレース規定では、全長は３m以内）

③　トレッドの規定は設けない。
④　走行装置
人力等を含め、バッテリー以外のエネルギーにより走行補助となりうる機構の装備は一切認められない。（回生エネルギーを除く）

⑤　ブレーキ
ドライバーが搭乗した状態で、８％勾配のパネル上に制止可能なブレーキを装備すること。
エネルギーの有効利用の観点からも回生ブレーキの併用を推奨する。
（系統数・形式などは問わない）

⑥　主催者が支給するゼッケン（３０cm×３０cm）をサイドから確認できる場所に貼ること。
（左右２カ所）

第１５条　モーター
特に制限はしない。

第 16 条　バッテリー
各チームが下記の中から各２個を選び、市販の状態で使用する。
・　古川電池（ＦＢ）　：ＦＴ４Ｌ－ＢＳ
・　ユアサ電池　　：ＹＴ４Ｌ－ＢＳ
・　日本電池（ＧＳ）　：ＧＴ４Ｌ－ＢＳ
・　新神戸（日立）電池：ＫＴ４Ｌ－ＢＳ

第 17 条　安全性
①　ドライバーは JIS 規格以上のヘルメットを着用すること。
②　左右後方を確認できるバックミラーを装着すること。
③　警笛として使用することを目的とした装置を装備すること。
④　駆動チェーン及びスプロケットを使用している場合はチェーンカバーを付けるか、ドライバーとチェーン部が車体内部の壁などにより仕切られていなければならない。
⑤　車両からドライバーが自力で脱出できる構造であること。
⑥　その他にも、車検委員が安全上改善の必要があると指摘した場合は、直ちに改善しなくてはならない。

第１８条　ドライバー
ドライバーの体重は搭乗状態で５５kg 以上とし、不足分はウェイト（分割可）で補う事とする。
（ドライバーの服装は車検時と走行時と同じであること。）
複数ドライバーが運転する場合、車検時に登録した最も体重の軽い者にウェイトを合わせ、ドライバーが交代してもウェイトの載せ変えはしない。
ウエイトの材質などは問わないが、あくまでも規定重量を補う目的の物とし、車両の機能に影響を与える物や車載工具、データー収集装置類はウエイト重量として認められない。
このウェイトは車検時、および競技終了後の再車検時に確認する。
ドライバーの交代はピットエリアで行なう。

第１９条　その他
①　無線機、携帯電話などの搭載は認める。
②　バッテリーは車検時に確認した以降に交換してはならない。
ただし、練習走行時は他のバッテリーの使用を認める。
③　バッテリーの充電方法は自由とする。
④　スターティンググリット上での充電は禁止とする。
⑤　競技中は走行用電池以外、直接走行に寄与する電池の搭載は認めない。
⑥　メーター類、データー収集装置などの別電源を乾電池やボタン電池に限り認めるが、車検時に

配線など確認出来ること。

⑦ 駆動エネルギーとなる大容量コンデンサーの使用を認めるが、スタート前に放電証明をしなければならない。（残電圧はトータル耐圧の１／１０以下とする）

⑧ 車検に合格していない車両は練習走行も含め、コース上を走行することは出来ない。

第２０条　補　則

「日本省エネカー研究会」の目的に添わない車両は参加を許可しない場合がある。